

議案第 90 号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。